

Title	労働移動問題に対する明治末期に於ける吾が国政府の関心に就いて
Sub Title	
Author	藤林, 敬三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.11 (1942. 11) ,p.910(26)- 944(60)
JaLC DOI	10.14991/001.19421101-0026
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19421101-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

労働移動問題に對する明治末期に於ける

吾が國政府の關心に就いて

藤林敬三

内 容

はしがき

一、明治末期に於ける労働移動問題に對する吾が國政府の關心

二、その意義

三、工場法制定の努力と労働移動問題に對する關心

四、結 語

はしがき——私は本年初頭に、「明治三、四十年代に於ける労働者の移動に就いて」といふ短文を、慶應義塾經濟史學會の機關誌「歴史と生活」(第五卷、第二號)に掲載した。この論文に於いて、私は極く簡単に當時の吾が工、鑛業労働者の移動の大きさと、その特質の一部とを指摘して置いたのであるが、勿論、其處で私の利用した當時の資料は未だ充分ではなく、この論文の末尾にも附言して置いたやうに、更らにそれは他の若干の資料を利用することに依つて補はねばならない。そしてその後、私はこのための準備を多少試みつゝあるのであるが——これに就

いては、何れ近い機會にこれを發表したいと思つてゐる——尙ほこのやうな試みに對して、當時の労働移動の事情をよりよく理解せんがためには、この労働移動現象を生ぜしめつゝあつた國民經濟的並に經營的地盤が、またこの客體的事情と並んで労働者の主體的特質が、そしていふまでもなく、この主體と客體との全體的な關聯が、第一には國民經濟的に、第二には經營社會的に、更らによく追及されねばならない。この意味でも亦、先きの拙稿は尙ほ多少とも補足される必要がある。しかしこれも亦姑らく後の機會に譲るとして、本論では主として、今日、當時の労働移動事情を知るために残された主なる資料である、職工や鑛夫に關する吾が政府の諸調査に就いて、其處で労働移動問題が取り擧げられてゐるのが、果して如何なる意義を持つものであるか、を明かにしたいと思ふ。そしてこのやうな目的を持つ本論は、また先きの拙稿に對する一つの補足でもある。

吾が國に於ける労働移動の問題は、早くも明治三十年代に、當時、労働者保護法としての工場法の制定を熱心に企圖しつゝあつた政府當局者に依つて、労働に關する他の色々な問題と並べて取り擧げられ、これが各種産業部門に亘る労働者の状態に關する諸調査の内、明かにされようとしてゐる。そしてこのことは確かに一つの注目すべき事實であつた。其處で、先づ本論に入るに先き立つて、豫めこの注目すべき事實に就いて、此處に多少のことを述べて置く必要がある。

吾が國では労働移動の現象は、既に明治二、三十年代には、一般に個々の經營にとつては、その利害に關聯して、無視すべからざる事實であつたやうである。蓋しそれはいふまでもなく、職工徒弟の雇入れに際して、雇主の支出した多少の募集費や職工家庭に對する前貸、或は前拂金(註一)のためであつて、當時一般に廣く行はれた年期雇傭

契約の場合に、年期の終らない以前に、職工の移動し去ることは、明かに雇主の經濟的損失と考へられたからである。其處で、この移動を防止すべき方法が色々配慮せられて來たのであるが、就中、地方から工女を多く募集し來つた織維諸工場の場合には、女工を寄宿舎に收容し、その上でこれに嚴重な監視を加へて、彼女等の無斷にて他處へ轉出し去ることを防止したし、また一般に廣く行はれた工場での強制貯蓄の如きも、謂は、職工に對する足留策であり、職工の移動に際して雇主の受くる損害に對する保證金でもあつた(註二)。更らに當時は後にも述べるやうに、經營間に職工の争奪が行はれ、この間にあつてまた稍々悪質な經營間移動職工も存したのであつて、これ等の移動を防止せんがために、一部の雇主間にこれに對する相互の紳士的申合せさへ行はれてゐた位である(註三)。

このやうに、労働者の移動は、これを出來るだけ防止しようとする經營政策の若干の努力が拂はれてゐたにも拘らず、尙ほ依然として労働移動は相當の程度に於いて存したと考へられるのであつて、これがやがて政府の調査に於いて注目されることとなつた。即ち、明治三十三年から同三十五、六年にかけて行はれた農商務省の、各種工業に於ける「職工事情」(明治三十六年刊)に關する調査の内、職工の雇傭状態に關するものとして、それが取り擧げられるに至つてゐる。そしてこれに依つて明かにされた事實は、「事業ノ好況ニシテ職工ニ不足ヲ告クル場合ニハ、工場相互ノ間ニ職工ヲ争奪スルノ弊アリ、特ニ職工紹介業者ニシテ種々ノ手段ヲ以テ職工ヲ誘惑シ、其ノ間ニ利ヲ貪ルノ例多」かりしこと、また「職工募集ノ際甘言ヲ用イテ、誘拐半分ニ子女ヲ連來リタルモノナルト、労働ノ困難ナルト、生活ノ状態全然從來ニ異ナリ、心身ヲ慰スルモノナキトニ依リ、」特に織維工場に於ける寄宿女工の逃亡が、相當に目立つた事實であつたこと、更らに職工徒弟が「一般ニ思慮ノ乏シキ結果、容易ニ他人ノ誘導スル所トナリ、一時ノ利得ニ迷ヒテ直ニ他ニ轉スルノ弊アル」のみならず、當時の「職工カ概シテ工場労働ヲ以テ腰掛仕事ト心得、

機會ノ有ラン限り、他ニ轉セントスルノ傾向」ありしこと、等がこれであり(註四)。尙ほこれ等の外に災害疾病に依る生産脱落者にも相當の注意が拂はれてゐた。しかし移動の程度に就いては、一般には未だ充分の調査が行はれず、唯だ僅かに次ぎのやうな觀察が加へられてゐた。即ち、「事業ノ景氣如何ニ拘ラス、常ニ職工出入ノ頻繁ナルニ若ムコト最モ甚シキモノハ紡績工場ナリ。大阪地方ノ紡績工場ノ如キ、毎月通常職工總數ノ一割ハ工場ヲ去リ、一割ハ新ニ之ヲ補充セサルヘカラス。例へハ千人ノ職工ヲ僱使スル工場ニ於テハ、毎月百人ノ退場ト百人ノ入場トアル譯ナリ」と。そして尙ほ此處に注目すべきことは、移動の大に行はれることが職工の勤続年限をそれだけ短縮するといふ事實が、寧ろ移動との關聯に於いて、重要なものとして考察せられてゐたことである。この意味に於いて、移動の程度が數字的に表明されることが少なく、これに代つて、各種工業と工場の場合に於ける職工の勤続年數別構成が、主として問題とせられるに至つてゐる。そして今これに關する一般的結論に従へば、それは次ぎの如くである。即ち、「大體ニ就テ觀察スルトキハ、織維工場ハ勤続年限最モ短シ、就中、紡績工場ニ於ケル職工ノ勤続年限ヲ最モ短シトシ、入場後一箇年未滿ノ者ト一箇年以上ノ勤続者トハ其ノ數相半セリ、殊ニ一箇年未滿ニシテ退場スル者ノ中ニ於テモ、六箇月未滿ノ退場者ハ其ノ半以上ヲ占メリ。生絲工場及織物工場ノ職工ノ勤続期間ハ概シテ紡績工場ノ職工ヨリモ長シ。機械工場ニ於ケル職工、殊ニ成年男工ニシテ、而モ技術ヲ修練ヲ要スルモノハ、其ノ勤続年限他ノ職工ニ比スレハ、稍長キカ如シ。」かく労働移動の問題を結局職工の勤続年限の問題に移して捉へようとした態度は、また當時の鑛山労働者の場合の調査に於いても認められる。即ち、當時の各種工場に於ける「職工事情」の調査の参考に、「鑛夫年齢賃金勤続年限ニ關スル調査」(明治三十七年刊)が、同じく農商務省の手に於いて行はれてゐるのがそれである。

右に見たやうに、明治三十年代の半頃に於ける吾が工、鑛業労働者の移動に關する調査研究に於いて、既に多少の見るべき結論が得られてはゐるが、問題が主として労働者の勤続年限の考察に移されてゐるといふ點に於いて、當時の移動問題の取り擧げ方に特色があり、それだけにまた却つて移動問題の認識に於いて、尙ほ多分に不充分ならざるを得なかつた點の存することが否定され得ないであらう。しかしそれにしても、右に概略傳へたやうな考察が、早くも労働移動の現象に就いて加へられてゐたことは、後にも述べるやうに、確かに注目すべき事實であつたことが、記憶されねばならない。

労働移動に關するこのやうな吾が國政府當局者の考察は、その後間もなく、専ら鑛夫の移動事情に就いて繰返へされてゐるが、それは明治三十九年の鑛夫の状態に就いて行はれた稍々詳細にして見るべき農商務省の調査である。——即ち、「鑛夫待遇事例」(明治四十一年刊)がこれである——しかもこの場合には、單に鑛夫の勤続年限の問題だけではなく、一般的に移動率の計算が行はれようとしてゐるし、更らに鑛夫の移動に就いて、例へば、單身者と家族持ち鑛夫との間に、また直轄制度と飯場制度との間に、更に土着通動鑛夫と然らざるものとの間に、移動率の相違が生じてゐるか否かが窺はれ、移動問題に對する研究として、それは稍々態をなさうとしてゐる。そしてこの鑛夫の移動に關する考察は、引き続き明治四十一年、二、三年に亘つて行はれ、更らにそれは移動研究としてはよりよく整備されるに至つてゐる。——そしてこれは「鑛夫調査概要」(大正二年發行)に就いて見られるところである——かくてこの農商務省の「鑛夫調査概要」を見るものにとつては、既に明治末期に於いて、吾が國には正に見るべき労働移動の調査研究が存してゐたことが知られ、恐らく何人にも、これは稍々刮目して見るべき事實であるであらう。唯だ甚だ遺憾なことには、鑛夫に就いてこのやうな移動調査が數年に亘つて行はれたにも拘らず、工場労働者

の場合には「職事情」に關する調査以後、明治時代にはこれが行はれなかつたといふことである。そしてこの間の事情に就いては、本論の後の部分で再び觸れることにしたいと思ふ。しかし何れにしても、これは誠に残念なことであつたといはねばならない。

(註一) 當時の職工徒弟の雇入契約に就いては次ぎの如くいはれてゐる。即ち、工場ニ於テ職工徒弟ヲ雇入ルニハ、一般ニ年限ノ契約ヲナス。而シテ職工ノ雇入ニハ一箇年乃至五箇年ノ範圍ニ於テ年限ヲ定ム。就中、三箇年ノ契約ヲナスモノ最モ多シ。徒弟ノ雇入ニハ短キモ三箇年、長キハ五箇年又ハ七箇年ノ契約ヲナス。而シテ手織物工場等ニ於テ、年期ヲ定メ、職工徒弟ヲ雇入ルルニ際シテハ、年期滿了後給與スヘキ賞與金ノ契約ヲナス場合多シ。其ノ金額ハ十五圓乃至三十圓ヲ普通トシ、中ニハ十圓以下ノ賞與金ヲ契約スルモノアリ。賞與金ノ半額以内ハ前借金トシテ、雇入ノ際父兄ニ於テ之ヲ借受クルラ常トスルモ、前借金ノ始ント半額ハ種々ノ名義ヲ以テ紹介業者ノ手ニ入ルコト多シ。(工場調査要領、第二版、明治三十七年刊、二九頁)

(註二) 「工場調査要領」(三五頁)には、これ等の點に就いて、次ぎの如く述べられてゐる。「職工出入ノ頻繁ナルコトハ前陳ノ如クナルヲ以テ、工場主ハ大抵職工ヲシテ賃金ノ幾分ヲ強制貯蓄セシメ、以テ保證金ニ充テ、之ニ利子ヲ附シ、若ハ工場主ヨリ同額以内ノ補助積立ヲ爲シ、滿期解雇ノ際之ヲ拂渡スコトトシ、其ノ他種々ノ方法ヲ講シテ職工ノ勤続ヲ圖レリ。然レトモ是等ノ方法ハ通常其ノ効力少クシテ、一般職工ノ足ヲ留ムルニ足ラス。是ヲ以テ工場主ハ少クトモ寄宿職工丈ハ之ヲ足留セント欲シ、其ノ極、寄宿職工、殊ニ女工ニ對シテ或ハ外出ヲ禁シ、家元トノ音信ヲ妨ケ、歸郷ヲ許ササル等、束縛ヲ加フル事嚴ニ過クル場合多シ。就中、新入女工ニ對シテ然リトス。然レトモ仍休日ノ外出ニ際シテ逃亡ヲ企テ、或ハ深夜墻壁ヲ越ヘテ逃亡スルモノ少カラス。またこれより先きに、職工に對する強制貯蓄に對しては、横山源之助は左の如く述べてゐる。即ち、多くの場合に義務的、強制的に行はれた職工貯金の如きも、一方より言へば、職工の勤勉を圖

り將來を保護するより出でたるものなるべしと雖も、又た之を工場者の都合より見れば、職工の逃亡若くは轉業を防ぐの一方法として名を貯金に托し、強て職工の移動を防がんとせるが如き事情も之れあり」と。(横山源之助著、日本之下層社會 明治三十二年刊、二二二—二二三頁)

(註三) 雇主間に於ける職工の爭奪、悪質經營間移動者の防止に關する同業雇主間の申合せは、早くも先づ工業、殊に紡績業者の間に存し、次いで一部鑛山の間にも存した。今、これ等の事實に就いて、煩しさを避けることなく、これを此處に示せば次ぎの如くである。(綿絲紡績職工事情、明治三十六年刊、七八—八二頁)

「紡績業者自モ亦職工爭奪ノ弊害ヲ矯正スルノ目的ヲ以テ同盟會ヲ組織セリ。明治廿五年七月、攝津和泉同業會ナルモノ起リ、攝津和泉ニ於ケル工業主ヲ以テ會員トナシ、職工ノ爭奪ニツキ制裁ヲ附シタルカ、其後交渉ノ區域稍々擴張シ、廣島愛媛岡山以東、愛知三重以西ノ各府縣ニ於テ同業者ヲ一團トシ、中央綿絲紡績業同盟會ヲ設ケタリ。本會ノ趣意ハ職工ノ爭奪ヲ防クニアリテ、本會ノ會員タルヘキ者ハ、聯合會員ト同シク紡績織布撚絲業者ニシテ、會務ノ執行、會費徵集、信認金ノ方法等、概ネ聯合會ト異ナルコトナシ。

左ニ本會ノ規約ノ要綱ヲ摘記セン。

- 一、職工ノ雇入期限ハ通常三ヶ年以内トス
- 二、會員中同盟罷工ノタメ、職工ノ缺乏ヲ告グルモノハ其鍾數ニ應ジ、一定數ノ職工ヲ本會ニ請求スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ、他ノ會員ハ其所有鍾數ニ應ジ、一定ノ職工ヲ供給スルノ義務アリ
- 三、新規營業者ニシテ本會ニ加盟シタルモノハ、他ノ會員中ヨリ熟練ナル職工ノ雇替ヘテ受クルコトヲ得、本會ハ適宜他ノ會員ヲシテ職工ノ雇替ヒヲナサシム。
- 四、前項ノ新加盟者ハ他ノ會員ニ職工ノ業務傳習ヲ依頼スルコトヲ得

五、左ノ職工ハ最終雇主ノ許諾ヲ得ルニ非レハ雇使スルコトヲ得ス

(一) 他ノ會員ノ雇使約定期限内ノ者

(二) 違約反則其他不都合ナル所爲アリタルタメ、他ノ會員ニ於テ解雇セラレ、未タ三年ヲ經過セサル者

六、嘗テ職工タリシモノニシテ、前雇主不明ナルモノハ、之ヲ雇使スルコトヲ得ス、違反シタルトキハ、職工一人ニ付違約損害賠償金五圓ヲ本會ニ差出サシム。

七、會員以外ノ工場ニ於テ職工タリシト稱スル者ヲ雇入レタルトキハ、三日間ニ其姓名年齢前雇主ノ姓名等ヲ各會員ニ通知スヘシ、違反シタル者ハ前項ニ同シ

八、他ノ會員ニ雇使セラレタルコトアル職工雇入ヲ申込タルトキハ、其會員ニ照會スヘシ

九、嘗テ二十日以上實際ノ業務ニ従事シタルモノヲ七日間就業セシメタル會員ハ、其者カ嘗テ職工タリシコトヲ發見シタルモノト見做ス、但シ二十日以上職工トシテ雇入レタル者ハ、反對ノ證據アルニ非レハ、同日數實際就業セシメタルモノト見做ス

十、會員新ニ職工ヲ雇入レ、又ハ滿期後雇續ヲナストキハ、其都度本人ノ署名シタル雇入證書ヲ取り、之ヲ保存スヘシ、違反シタルトキハ、職工一人ニ付賠償金五圓ヲ出サシム

十一、會員ハ左ノ帳簿ヲ備フヘシ、之ニ背クトキハ違約金十圓ヲ差出サシム、若シ尙ホ從ハサルトキハ、爾後二週間毎ニ金十圓ヲ差出サシム

甲、職工名簿、乙、職工勤怠簿、丙、職工賃金勘定帳

十二、雇主ニ於テ正當ノ理由ナクシテ、約定ノ給金ヲ職工ニ給與セサルトキハ、其ノ雇主ノ不利益ヲノミ解雇シタルモノト見做ス

労働移動問題に對する明治末期に於ける吾が國政府の關心に就いて

労働移動問題に對する明治末期に於ける吾が國政府の關心に就いて

十三、此第五項ニ背キタルモノハ左ノ例ニ依ル

(一) 情ヲ知ラスシテ僱使シタルトキハ、最終僱主ノ請求ヲ請ケタル日ヨリ三月以内ニ解雇スヘシ、若シ期限内ニ解雇セサルトキハ、解雇ニ代ヘ損害賠償トシテ、最終僱主ヘ職工一人ニ付金十圓以上三十五圓以下ヲ支拂ハシム

(二) 情ヲ知ツテ僱使シタルトキハ、前項ノ規定ニ從フ外、既ニ僱使シタル所爲ニ對シ、別ニ損害賠償トシテ、最終僱主ハ職工一人ニ付金五圓以上二十五圓以下ヲ支拂ハシム、但第五項(一)ノ職工ニ付テハ其僱使約定満期後ニ至リ、又同項(二)ノ職工ニ付テハ解雇ヨリ一ヶ年後ニ至リ、最終僱主ニ於テハ不當僱使者ヲ知りタル場合ト雖モ、其前ニ僱使シタル所爲ニ對シテ本項ノ規定ヲ適用ス

十四、第五項(二)ノ職工ヲ使シ、若クハ僱使セントスル者ハ最終僱主ヲ對手トシテ、解雇當否決定ノ私裁ヲ請求スルコトヲ得

關西地方の紡績業者が、夙にこのやうな申合せに從つて、職工の争奪を防止せんとした理由は、特に明治二、三十年代に續々創設せられた紡績工場、或は擴張工場に於いて、一時に多數の經驗工を必要とする場合等に、相當に悪辣な色々な方法を以つて、他工場の職工を引き抜かうとしたことに基づいてゐると考へられる。——この點に就いては、何れ別の抽稿に於いて詳論したいと考へてゐる。——そして右のやうな申合せがなされたにも拘らず、事實、これに依つてどの程度まで職工の争奪が防止され得たか、素より甚だ疑問である。尙ほ右の同盟規約を見ると、職工争奪の弊を除かうとして、同業者間に經驗工を適當に配分しようとする意圖が示されてゐることは、一つの注目すべき事實である。しかしこのやうな勞働力の配分に關する相互の協力が、どの程度まで實行に移されたかは、素より疑問であるであらう。

更らに若干炭礦の間に於いて行はれた右に類する申合せ事項に就いて見ると、左のやうなものがあつた。(鑛夫調査概要、大正三年刊、二九一三〇頁)

申 合 規 約

今般各自事業ノ安固ヲ計ランカ爲メ、左記ノ條項ヲ申合セ同盟規約ヲ締結ス

第一條 同盟炭礦ニ共通セル利害問題ヲ協議決定シ、及親睦ヲ爲スノ目的ヲ以テ、通常會及臨時會ヲ開催ス、通常會ハ毎年春秋二期ニ於テシ、臨時會ハ必要ニ應ジ適宜之ヲ行フモノトス

第二條 他地方ヨリ來ルヘキ坑夫募集者ノ警戒ニ就テハ勉メテ相照援シ、苟クモ一炭礦ニ於テ右ニ關スル事實形跡ヲ認知セルトキハ、速ニ之ヲ全炭礦ニ通知スヘシ

第三條 一炭坑夫ヲ解僱セシ場合ニ於テ、其事由カ左ノ事項ニ該當スルカ、又ハ事業上妨害タルヘキ性質ノモノナルトキハ、其都度事由姓名ヲ詳記シテ他ノ全炭礦ニ通知スヘシ

ハ、其都度事由姓名ヲ詳記シテ他ノ全炭礦ニ通知スヘシ

一、同盟罷工教唆ノ嫌疑アルモノ

一、役員ニ對シ暴行ヲ加ヘ、又ハ加ヘントシタルモノ

一、賭博ヲ半營業ト爲スモノ

一、募集ノ誘拐ヲ爲シタルモノ

第四條 前條ノ通知ヲ受ケタルモノハ、他炭礦ニ於テ之ヲ採用スルコトヲ得ス、但シ改悛ノ狀アリト認ムルモノニ限り、前炭礦ノ承諾ヲ經テ採用スルコトアルヘシ

第五條 一炭礦ニ於テ在職中又ハ解僱セシ職工ヲ僱入レシトスルトキハ、如何ナル事務ニ採用スルト雖モ、前者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第六條 一炭礦ノ内ニ從事シ居リタルコトヲ隱蔽シ採用シ得ラレタル事實ヲ後日發見シタルトキハ、直ニ解僱スヘシ

第七條 職工ヲ解僱シタルトキハ、其都度之ヲ他炭礦ニ通知スヘシ、但シ本條ノ通知ヲ怠リ三十日以上ヲ經過スルトキハ、労働移動問題に對する明治末期に於ける吾が國政府の關心に就いて

労働移動問題に對する明治末期に於ける吾が國政府の關心に就いて

三六 (九二〇)

他炭礦ノ採用ニ對シ異議ヲ申シ立ツルコトヲ得ス

第八條 第五條乃至第七條ノ規定ハ機械ヲ使用セサル炭礦ニハ之ヲ適用セス

第九條 此規約ヲ改正又ハ中止セントスル場合ニハ、必ス協議ノ上之ヲ決スヘキハ勿論、前條項ニ違背スル等ノ事ハ德義上斷シテ爲ス間敷事

明治四十年七月二十五日

入山採炭株式會社坑務所以下略(十炭礦々業所)

これに依つて見れば、先きの紡績業者間の同盟が主として職工争奪防止にあつたのに對して、右十一炭礦間の紳士的協約に於いては、悪質坑夫の經營間移動に對して、主として相互の警戒をなし、同時に逃亡坑夫の雇傭に就いて、相互の注意を促すことを以つて、重要な事項としてあることが窺はれる、そしてこの炭礦業者に於いては、紡績業者間に見られたやうな労働者の相互争奪の如きは、左程重大な問題となつてはゐない。これは勿論このやうな事實が、紡績業者の場合程に存しなかつたことに依るが、それにしてもこのことは、紡績業と炭礦業とに於ける労働移動の質的相違のある一面を示すものとして、興味ある點であるであらう。しかしそれは姑く措くとして、此處でもこの紳士的協約が左程効果を持ち得なかつたことは事實であつて、前掲「鑛夫調査概要」(一六頁)中には、これに關聯して次ぎの如く述べられてゐる。即ち、「傭入ノ際前科ノ有無ニ付キテハ、本人ニ就キ一應審問スルノ外照會其他ノ手續ニ依リ特ニ取調ヲ爲スモノナク——これは全然無かつた譯ではない。……は、佐渡鑛山では、鑛山側は何等の調査も行はないが、前科ノ有無ニ付テハ所轄警察署ニ於テ調査ヲ爲シ(前掲書、二二頁)、また内郷炭礦では鑛夫採用に際して、必ず戸籍謄本を提出せしめ、前科ノ有無ニ付テハ一々照會ノ手續ヲ爲サ、ルモ、言語不審ノ廉アルトキハ、請願巡查ニ依頼シテ取調ヲ爲サシムルコトアリ(前掲書、二八一―二九頁)。かく多少の注意は拂はれてゐたやうである——又他ノ鑛山ヨリ移リタルモノニ對シテハ、中合規約ノ取極メアル鑛山間ニ在リテハ、照會ヲ發スル場合ナキニアラサルモ、普通ハ照會ヲ發スル等ノコトナジ」と傳へられてゐる。

(註四)「職事情」に關する個々の調査研究は、その觀察結果が綜括せられて、「工場調査要領」(第二版)(明治三十七年刊)中に傳へられて居り、私が今此處に引用せんとする職工移動に關する叙述は、同書、三三―三五頁に存する。従つて以下特に引用の場所を示さない場合は、此處から引用されたものと考へて頂きたい。

二

さて、右に指摘したやうに、労働移動の問題は早くも明治三、四十年代に於いて、吾が國政府當局者の關心を寄せた問題の一つとなつてゐる。しかもこのことが、吾が政府の場合に於いては、漸く労働者問題に對して積極的な關心が持たれ出した當初に於いて、あつたといふ點からいへば、それは更らに注目すべき事實であつたといはねばならない。蓋し歐米先進資本主義諸國の場合には、労働移動の問題に一般の注意が拂はれるに至つたのは、資本主義的發展の相當に後の時代に於いてであり、尙ほ且つ次ぎにも述べるやうに、そのやうにして問題が取り擧げられ出した諸外國の場合に比較して、吾が國に於ける問題に對する關心は、年代的にも、少しくこれに先んじてゐるからである。そしてこのやうに、労働移動の問題が經濟社會の發展からいつても亦年代的にも、吾が國の場合により早く注意せられるに至つたのに就いては、諸外國の場合と吾が國の場合とに於いて、労働事情に關して多少の相違が存したであらうと考へられたるのであるが、この比較經濟史的考察は姑らく措くとして、此處で吾々にとつて是非明かにして置かねばならないことは、正に次ぎの點にある。即ち、如何なる理由に基づいて、労働移動の問題がかくも早く吾が國に於いて注目されるに至つたか、といふのがそれである。この疑問に答へるに先き立つて、讀者の參考のために、先づ年代的に、労働移動の問題に對する吾が國に於ける關心が、諸外國の場合に較べて、どのやうに先んじてゐたか、に就いて簡単に述べて置きたいと思ふ。

労働移動問題に對する明治末期に於ける吾が國政府の關心に就いて

三七 (九二一)

既に、本誌上に於ける別の拙稿中にも指摘して置いたやうに(註一)、一般に勞働移動の問題が一つの注目すべき問題とされるに至つたのは、主としてアメリカに於いてであつて、しかもそれは先きの歐洲大戰の開始に僅かに先き立ち、且つ大戰の好景氣に恵まれた時代に於いてであつたといつて可い。しかしむろんこれよりも以前に、勞働移動問題に對して注意するものが全然なかつた譯ではない。ボリス・エメントの *S&C* ところに依れば(註二)、勞働移動の問題に注意した最初の一人はコンモンズ教授であつた——J. R. Commons, *Wage Earners of Pittsburgh*, in: *Charities and the Commons*, XXI, March 6, 1909. —と云ふことである。更らにまたドイツに於いては、私も嘗てこれを指摘して置いたやうに(註三)、バルナイス女史の研究を以つて、恐らくこの方面の最初のもではなからうかと考へられる。そして彼女の研究は一九〇八—一九〇九年に行はれたものであつた。ところで、歐米に於けるこれ等の勞働移動の研究の開始に比較すれば、吾が國に於ける問題に對する關心は、年代的にはこれ等よりも少しく先んじてゐる。「鑛夫待遇事例」の印刷された明治四十一年(一九〇八年)をとつても既にさうであるが、事實問題に對する關心が、更らにこれよりも數年前に遡り得ることは、右に述べた通りである。また更らに此處で注目すべき事實は、假りに「鑛夫待遇事例」に於ける鑛夫移動の考察を例にとつて見るとしても、今日の吾々から觀て、その觀察が既に可成り興味のある點にまで及ぼされようとしてゐたことである。かういつても、むろん其處に於ける移動問題の取り擧げ方が未だ充分でなかつたことは事實である。しかしこれはこれに續く「鑛夫調査概要」に於ける考究に於いて、よりよく整備せられるに至つて居り、そしてこれは先きの歐洲大戰中に、甚だ熱心に問題とされるに至つたアメリカに於ける移動研究に比較して、内容的には左程著しく劣るものではなく、寧ろこれに對して、先驅的意義を持つとさへ考へられる程のものであつたといへる。果してこのやうに見ることが出来るるとすれば、吾

が國に於ける勞働移動の問題に對する關心は、歴史的には確かに注目し得るものであつたといはねばならない。さて、此處で本節の中心問題に立ち歸らう。即ち、何故に吾が國の場合には、かくも早く勞働移動の問題に對する關心が引き起されたのであらうか。これに答へるためには、先づ私は此處で「職工事情」に關する調査中、勞働移動に就いて下された考察の一般的結論を引用して置きたい。即ち、それに從へば、「各種ノ工場ヲ通シ、株式組織ノ工場ニ於ケルヨリモ、個人ノ所有ニ係ル工場ニ於テ、勤続年限ノ長キヲ普通トス。然レトモ都會ノ地及工場ノ集中セル地方ニ於テハ、職工ノ出入頻繁ニシテ、熟練ナル職工ヲ得難キニ苦マサル工業ハ寧ロ少シ、又年期徒弟ニシテ略技術ニ習熟シタル時ハ、年期中去リテ他工場ニ轉スルモノ多シ。之ヲ以テ工場主ハ徒弟ノ養成ヲ不利益ナリト爲シ、徒弟制度ハ漸次衰滅ノ傾アリ。蓋シ職工徒弟ノ此ノ如ク出入頻繁ナル所以ノモノハ、事業ノ種類、地方ノ状況等ニ依リ、其ノ原因種々アリト雖モ、彼等一般ニ思慮ノ乏シキ結果、容易ニ他人ノ誘導スル所トナリ、一時ノ利得ニ迷ヒテ直ニ他ニ轉スルノ弊アルニ因ラスンハアラス。加之、現時ノ職工カ概シテ工場勞働ヲ以テ腰掛仕事ト心得、機會ノ有ラン限リ他ニ轉セントスルノ傾向アルハ最モ憂フヘシ。是蓋シ職工自ラ其ノ地位ヲ輕侮シ、自重ノ觀念ニ乏シキヨリ、社會一般又從テ之ヲ侮蔑スルト、業務ノ種類ニ依リテハ不具廢疾ト爲ルノ虞多キモ、之カ扶助ノ途不
完全ニシテ、彼等ヲシテ安シテ其ノ業務ニ従事スルコト能ハサラシムヲ以テナリ。就中女工ノ如キハ勞働時間ト云ヒ、殊ニ晝夜交替業ノ如キ、到底一般婦女子ノ永ク堪ヘ得ル所ニ非サルノミナラス、女子ノ社會的生活ト相容レサルモノナレバ、彼等カ工場勞働ヲ以テ一時ノ腰掛仕事ト心得ルハ、必シモ無理ナラス次第ナリ。更らに先きにも引用して置いたやうに、當時職工移動の最も甚だしく行はれたのは紡績工場であつたといはれてゐるが、これに關してはまた次ぎの如くいはれてゐる。即ち「事業ノ景氣如何ニ拘ラス、常ニ職工出入ノ頻繁ナルニ苦ムコト最モ甚シ

勞働移動問題に對する明治末期に於ける吾が國政府の關心に就いて

キモノハ紡績工場ナリ……之ヲ以テ終歲間斷ナク工女ヲ募集スルニ非サレハ、能ク必要ナル人員ヲ維持スルコト能ハス。而シテ二三箇年以上ノ經驗ヲ有スル職工ハ甚少ク、多クハ半年又ハ一年以内ノ無經驗者ヲ僱役スルコトナル。其ノ弊ヤ職工募集費ニ於テ多額ノ支出ヲ要スルノミナラス、驚クヘキ多數ノ職工ヲ僱役セサルヘカラス。例ヘハ、英國「オールドハム」ニ於テ「ミュール」七萬錘ヲ有シ、四十手ヲ紡出スル工場ニ於テハ混綿部ヨリ精紡部マテノ職工數百六十一人ニシテ、一萬錘僅ニ二十三人ノ割合ナリ。然ルニ本邦ニ於テ、「リング」精紡機ヲ以テ、二十手以下太絲、又ハ三十手、四十手等ノ中細絲ヲ紡出セル所、及「リング」精紡機、又ハ「ミュール」精紡機、又ハ兩機ヲ混用シ、六十手又ハ八十手ヲ紡出セル工場ニ於ケル混綿部ヨリ精紡部マテノ職工數ハ、一萬錘ニ付八九十人乃至百八九十人ニシテ、三倍五歩乃至八倍餘ナリ。是製造綿絲ノ細太、原綿ノ良否、機械ノ整否、規模ノ大小等ニモ因ルト雖モ、職工出入ノ頻繁ニシテ、其ノ不規律、不熟練ナルコト亦一大原因タリ。又職工ノ不規律、不熟練ナル爲、機械器具ノ取扱製品ノ産額、品質、屑物、消耗品等、諸般ノ點ニ於テ損失ヲ蒙レリ。

凡そこのやうな觀察結果に就いて觀れば、職工の移動が甚だしければ、それだけ彼等の勤続年數は少なく、このやうな状態からは、眞に必要とせられる經驗工、熟練工を得ることが甚だ困難であり、従つてこのことは當然生産能率の増大を阻害し、一般に工業生産の發展の基礎を不安定にする、と考へられてゐたといつて可い。そしてこのやうな觀方こそ、當時の吾が國政府の労働移動問題に對する態度を、最もよく現はすものであつたと考へられていゝ。果して然らば、このやうに稍々明確な生産政策的立場が、どのやうな意義を持つてゐたであらうか。次いでこれが明かにされねばならぬ。

労働移動の問題が取り擧げられるのに就いては、色々な立場や動機が存し得ることは、既に私が別の機會にこれを指摘した通りであつて(註四)、その主たるもの一つは、これを労働者の生活上の運命として捉へようとする所謂社會政策的觀點であり、他の一つは生産政策的立場である。そして右に見たやうに、早くも明治三十年代に、この問題に對して、吾が政府當局者は稍々明確な生産政策的立場を執つてゐたと考へられる。しかし尙ほ敢へて問題に對する政府の立場を詮索すれば、所謂社會政策的配慮も亦全然存しなかつた譯ではない。即ち、當時に於いては、未だ労働者の教育程度は一般に甚だ低く、且つ「職工ノ通弊トシテ、自家ノ地位ヲ見ルコト甚輕ク、自尊心ニシシキヨリ一般、其ノ業務ニ安ンセサルノ風アルハ、工業上最モ憂フヘキコト論ヲ俟タス」、しかも彼等が轉々として職を移しながら、「概ネ貯蓄ノ思想乏シキヲ以テ、老後ニ及ンテ無告ノ窮民ト爲」るの虞が多分にあると考へられてゐた(註五)。其處で教育上、衛生上、種々彼等を保護することに依つて、彼等の就業上の安定を齎らし、延いては將來、國家社會の負擔となる窮民の發生を防止しようとする意圖が、工場法の制定に對する吾が政府の一つの動機をなしてゐたことは、否定され得ないことである。しかもその反面に於いて、これよりもより強く、且つ明瞭に生産政策的立場が執られてゐたことが、右の所謂社會政策的動機の介在の故に見逃されてはならない。そしてこの生産政策的立場こそ、當時の吾が國經濟社會の現狀に即應して、執らるべき國家的政策の意欲を、よりよく表明するものであつたと解されねばならない。

此處で當時の經濟事情に就いて簡単にいへば、明治二十年代に入つてからは、弊制の改革、官營工場の民間拂ひ下げの後を受けて、吾が國に於ける近代的産業の發展が漸く地に著き、日清、日露の兩役を経て、概していへば、稍々順調な發展を遂げ、これがその後の吾が國産業の發展の基礎をなしたことは、既に一般に周知のことであらう。そして今參考のために、この間の事情を示す一二の統計を示せば、次ぎの如くである。

産業別會社表

労働移動問題に對する明治末期に於ける吾が國政府の關心に就いて

四二 (九二六)

明治二十年	農業		工業		商業		水陸運輸		合計	
	社數	資本 萬圓	社數	資本 萬圓	社數	資本 萬圓	社數	資本 萬圓		
二十六年	一四	三九二	一、三六	三、〇〇	三	一、九三	一五	二、五六	二、〇八	六、七五
三十年	一七	二五四	二、九	七、八五	八	三、八三	一五	九、〇四	四、二三	三〇、九六
三十五年	一八	三三	一、八	一〇、五六	三	三、〇	四	一、六四	六、二	三三、五三
四十二年	三	二五	二、四	一七、三三	五	三、三	六	三、三	八、六	八、八
大正元年	三〇	一、〇	二、八	三、八	六	三、九	七	一、〇	一〇、七	一一、四
備考	四五	二、六	四、四	七、七	八	六、四	一〇	一、八	一三、八	一七、六

備考 本表中工業には鐵業を含む

工場及び職工數

明治二十年	工場數	男工		女工		合計
		數	資本 萬圓	數	資本 萬圓	
二十二年	(七六七)					一〇〇、七二八
二十四年	(九八八)					二二〇、一三八
二十六年	(三、〇一九)					三二一、六三四
二十七年	五、九八二	一、四一	九、一四	二、三九	四、七六	三八一、三九〇
三十年	七、二八七	一、八二	七、九二	二、五四	四、六二	四三七、二五四

三十三年	七、二八四	一、六四	七、一一	二、五七	三、〇七	四二二、〇一九
三十五年	七、八二〇	一、八五	六、二二	三、一三	二、六九	四九八、八九一
三十七年	九、三三四	二、〇七	九、五二	三、一八	二、六四	五二六、二一五
三十九年	一〇、三六一	二、四二	九、四四	三、六九	二、三三	六一二、一七七
四十一年	一一、三九〇	二、四八	七、五一	四、〇〇	九、二五	六四九、六七六
四十三年	一三、五二三	二、七四	五、八七	四、四二	五、七四	七一七、一六一
大正元年	一五、一一九	二、四八	二、三〇	五、一五	二、一七	八六三、四四七

備考 明治三十年以後は職工十人以上を使用するもの

さてこのやうな明治後半期に於ける吾が工業化の發展の過程に於いて、労働に就いて要請せられたところは、いふまでもなく、これに應じて必要とせられる労働力の質量の確保であつたといつていい。しかもこの内、労働力の單に數量的な一面に關して見れば、——むしろ實際には、この労働力の量と質の問題は、別々に引き離して考慮され得るのではないが——その必要とせられる労働者數は、多少の努力を以つてすれば、比較的容易にこれを農村から集めることが出來た。しかしこれよりも重要な問題は、何處に於いても經驗工と熟練工とを確保するといふことであつた。殊に明治二、三十年代の工業發展の漸く緒につかうとした時代に於いては、未だ熟練工の養成制度は一般社會にも、また個々の經營に於いても、充分に發展してはゐなかつた。その結果は、例へば「職工事情」中「鐵工事情」に就いて述べられてゐるところに従へば、明治三十年代の半頃に於いても尙ほ、近代的機械工場に於いて、「銀冶工、製罐工、鑄物工、木工、塗工等」如キハ、從來ヨリシタル技術ヲ用ナルコトヲ得ルカ故ニ、其ノ職工中

労働移動問題に對する明治末期に於ける吾が國政府の關心に就いて

四三 (九二七)

ニハ會テ工場以外ニテ之ニ從事シタル者アリ、例ヘハ、鍛冶工ハ鍛冶職ヨリ、製罐工ハ鋼壺職ヨリ、鑄物工ハ鑄物職ヨリ、木工ハ大工職ヨリ、塗工ハ塗職ヨリ來ルカ如シ」といふ状態であつた。即ち、このやうな状態は、新たに移入せられた工場生産技術の運用に對して、一部分は從來から存した手工業的熟練工を以つて間に合はざるを得なかつたことを示してゐるが、更らにこれと同時に注意さるべき事實は、このやうにして求められた労働力を含めて、當時一般の工場労働者が、「機械的工業ニハ鋭敏ナル智能ヲ發育ヲ要シ、工場組織ノ工業ニハ規律的ノ行動ト命令ヲ遵奉スルノ氣質トヲ最必要トスルニ拘ハラス」。その無教育と職人的氣質とのために、このやうな近代工場の要請に直ちに應じ得るものでなかつたといふことである。またそれ許りではなく、彼等が尙ほ一般に工場労働を以つて腰掛仕事と考へ、轉々として職を移すの風をなしてゐたことは、工場制度の要請する質的適性労働力を確保することには、甚だ事を缺いてゐたと見なければならぬ。かくて例へば、當時の具眼の經營者であつた佐久間貞一氏の如きは、吾が國工業の將來の發展のために、何よりも先づ熟練なる職工の養成と確保の必要を繰り返し説いてゐたのであるが(註六)、このための一つの條件は、職工をして經營に定着せしめるといふことであつた。そしてこれこそ當時の吾が政府當局者の、労働移動問題に對する態度であり、これはまた時代を反映せる吾が國經濟の內面的に持つてゐたところの、その將來に向つての正しい發展の意欲の一つの現はれであつた、といふべきであらう。

かくて、私は労働移動問題に對する明治三十年代に於ける吾が國政府の態度の裡に、時代を映して、吾が國經濟の將來の發展のための、正しい生産政策的意欲を讀みとることが出来るかと考へたい。

(註一) 拙稿「労働移動の概念に就いて」本誌 第三十五卷 第十一號 五一―六頁 參考

(註二) B. Emmet, Nature and Computation of Labor Turnover, in: Journ. of Pol. Econ., Feb. 1919, Vol. 27, No.

2, p. 105.

(註三) 前掲拙稿 三頁 參考

(註四) 同じく前掲拙稿 一二頁以下 參考

(註五) 工場調査要領 五八頁

(註六) この點に就いては、豊原又男篇「佐久間貞一小傳」中に收められてゐる氏の諸論稿を見られたし。

三

労働移動の問題は、以上見たやうに、各種工業に於ける「職工事情」の調査の内で一つの注目さるべき事實として指摘された。そしてこれがこの問題に對する關心を稍々明確にしうとした吾が國に於ける最初のものであつたと見ていゝのであるが、右の「職工事情」の調査は、明治三十三年四月農商務省商工局工務課内に新たに設けられた工場調査掛の、甚だ熱心な現場調査の結果としてなれるものであつた。しかも當時、このやうに工場及び職工に關する實情調査が企てられるに至つたのは、既にこれよりも前から問題とされてゐた工場法の制定に役立てようとするにあつて、また事實、この「職工事情」の調査に基づいて、新たに工場法案が政府の手に於いて起草された(註一)。それは明治三十五年十一月であつたが、この法案の骨子が大體その後受け繼がれて、明治四十四年三月制定せられるに至つた工場法にまで汲んでゐる。——唯だ周知のやうに、保護職工の深夜業禁止といふ問題が、法施行後十五年の後にまで引き延ばされたといふ點に於いて、事實成立した工場法は著しい變化を蒙つてはゐるが——其處で、このやうな事實から、吾々は次ぎのやうにいつて置く必要である。即ち、労働移動問題に對する吾が國政府の關心は、工場法の制定といふより大きな目標の下に存してゐた。それ故にまたこのことは、明治三十五年の工場法案を

基礎づけられたところの、「職工事情」調査の綜括的結論として示された、工場及び職工に關する諸弊害と考へられたものを見れば、明かである。即ち、それは次々の如くである(註二)。

- 一、工場及煙突等ノ構造設備ニ危険豫防ノ方法備ハサルモノアリ、殊ニ工場及寄宿舎ニ避難ノ設備ヲ缺クモノ多キコト
- 二、汽罐ノ構造取扱不完全ニシテ、危険ノ虞アルモノ少カラサルコト
- 三、塵埃、粉末、悪臭、汚液、有害料品、並、震動、騒音ニ關スル除害ノ方法備ハラサルモノ多キコト
- 四、工場ノ換氣設備ノ不完全ナルモノ少カラサルコト
- 五、寄宿舎等ニシテ衛生ニ適セサルモノ多キコト、殊ニ傳染性ノ疾病傳播ノ虞アルコト
- 六、機械的ノ工業ニ伴フテ、多數ノ死傷者ヲ生スルコト、及之カ扶助ノ方法備ハラサルコト
- 七、職工殊ニ幼少者及婦人ノ健康ヲ害スルコト、就中、或種ノ職工中ニ結核病者多キコト、及疾病ノ豫防、扶助ノ方法備ハラサルコト
- 八、職工ノ一般ニ無教育ナルコト、殊ニ幼少者カ國民教育ヲ受ケサルコト
- 九、工場生活カ労働社會ノ家族的生活ヲ破壊スル傾アルコト
- 十、職工殊ニ女工ノ風紀紊亂セルコト
- 十一、職工ノ時著思想乏シク、又自尊心乏シキコト
- 十二、職工ノ募集及出入ニ關スル弊害多キコト
- 十三、以上ノ諸弊害ヨリ延テ公衆ノ衛生ヲ害シ、國民ノ教育ヲ妨ケ、且工業ノ發達ヲ阻害スルノ虞アルコト
- 十四、以上ノ諸弊害ヨリ延テ窮民ヲ生スルノ虞アルコト
- 十五、工場主ト職工ト相反抗スルノ兆アルコト、並ニ産業社會ノ擾亂ヲ醸シ、延テ國家ノ發達ヲ阻害スルノ虞アルコト

此處で、叙述を先きに進める前に、工場法制定に關する政府の意圖に就いて、一言して置きたい。「職工事情」の調査を契機として、更らに一段と熱心に工場法制定の努力が準備されつゝあつた時代は、吾が工、鑛業の發展と共に、漸く労働者問題が現實に幾分か宛發生し、これが當時の識者の注意を呼びつゝあつたのであるが、またこの吾が産業社會の發展に應じて、當時既に社會政策論や社會主義的諸思想が、吾が國に相當に移入されてゐた。そして一部の識者を中心として、歐米が進諸國の經驗に顧みて、労働者問題といへば、多くは労働運動、労働組合、階級の軋轢等々が比較的喧しく取り擧げられてゐた。このやうな時代相を反映して、右に掲げた「職工事情」調査の綜括的結論は、一見、所謂社會政策的意圖を盛つたものであると考へられる。しかし一見このやうに思はれる労働者保護法としての工場法の制定に關する政府の意圖は、尙ほ強くその裡に、將來の吾が國工業の發展のために、健全なる労働力の確保を基礎づけようとする生産政策的意圖を含んでゐたのであつて、このことは「職工事情」やその綜括的要領を記述したと見做される「工場調査要領」(第二版)を見るものにとつては、容易に理解され得る筈である(註三)。かくて全體としてこのやうな生産政策的意圖から取り擧げられた工場法制定の問題と關聯して、労働移動の問題が前節に於いて述べたやうな意義に於いて、取り擧げられたのも至極當然である。寧ろ私はこの意味に於いて、工場法制定の本來の意圖が労働移動問題の考察の裡にも——といふのは、他の例へば、職工の保健衛生問題や、特に保護職工の深夜業問題に於いても亦同様であるが——明確に現はれてゐたのである、といつて置きたい。

さて、叙述を本筋に返して、再び労働移動の問題に觸れて見よう。右に引用して置いた工場及び職工に關して矯正せらるべきものと考へられた諸弊害中に、労働移動の問題は僅かに「職工ノ募集及出入ニ關スル弊害多キコト」として指摘されてゐるに過ぎない。そしてこれはまだ明治三十五年の工場法案の内では、これに關して、「職工、徒弟

ノ雇入紹介ノ取締」として、「右ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ定ムルコト」とせられてゐる。このやうな立法的處置は、その後結局、明治四十四年の工場法に於いて、「職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」といふその第十七條の規定として現はれて居り、それは工場法施行令——工場法施行の大正五年九月一日より同時に施行——第三章及び大正十四年三月一日より施行せられた「労働者募集取締令」に依つて充たされてゐる（註四）。但しこれ等の法令に依つては、労働者とその解雇或は募集人を通じてする應募の際に受くることのあるべき不利益を保護しようとするものが、主たる問題とされてゐて、もはやそれは労働移動の本來の問題からは、多少とも離れて了つてゐる。其處で、労働移動の問題が結局このやうな結末に至つたことに就いては、その理由がまた正しく理解されねばならないのであるが、それは本論の後の部分に譲ることとして、此處で、「職工事情」の調査以前に於ける問題に對する政府の關心に就いて、些か歴史的な回顧を加へて見たいと思ふ。

「職工事情」に關する調査の内に見られる労働移動に關する政府當局者の關心が、結局、右のやうな方向に流れて了つたのであるが、これに對して、「職工事情」の調査以前に於いて、問題に對する政府の關心がどのやうであつたか、を歴史的に回顧して見ることは、甚だ興味のあることであり、またこれに依つて、問題に對する政府の關心がよりよく理解せられる。

工場法制定の努力は、その明治四十四年の成立に至るまで、政府當局者の間にあつては、「實ニ約三十箇年ノ星霜ヲ積ミ、此ノ間主務大臣ノ交代ヲ重ヌルコト二十三回、工務局長又ハ商工局長トシテ主任者ヲ換フルコト十五人、稿ヲ更ムルコト亦實ニ百數十回ニ及ヒタルモノナリ」といはれてゐる（註五）。即ち、農商務省が内務省より分離した翌年、明治十五年にも早くも、農商務省「工務局内ニ調査課ヲ設ケ、勞役法及工場條例ニ關スル材料ヲ集積センカ爲メ、各

府縣ニ移牒シテ、職工及工場ニ係ル現在ノ状態及慣習等ヲ調査報告セシム。翌十六年ニ至リ諸般ノ參考材料ニ依リ、勞役法、師徒契約法及工場規則ノ立案ニ着手スルト共ニ、之ニ關スル意見ヲ東京商工會ニ諮問シタルニ、工業上傭主被傭者間及師弟間ノ取締ヲ必要ト認ムルヲ以テ、速カニ適當ノ法律ヲ立テ、發布セラレンコトヲ希望ストル答申ニ接シタ。これが後の工場法制定の努力の發端であつた。しかも此處に注目すべき事實は、工業上傭主職工徒弟間の取締に就いて、主たる問題とせられたところが、職工徒弟の逃亡と雇主間に於ける彼等の争奪であつた。

即ち、右の東京商工會の政府に對する答申に於いて指摘せられたところに依れば、「從來傭主被傭者間及師弟間ニ行ハレ候弊害ヲ調査仕候處、固ヨリ其類不少候得共、其重要ナルモノであつて、「且ツ各種工業上ノ通弊トモ稱スヘキモノ」は、次ぎの點にあるとせられてゐる（註六）。

- 一、傭主ノ傭使スル約定期間中ノ職工逃走、テ乙傭主ニ傭使セラル、ノ弊
- 二、傭主ヨリ給料ヲ借越シタル職工逃走シテ乙傭主ニ傭使セラル、ノ弊
- 三、年季中他ノ誘引ヲ受ケ、或ハ自ら逃走シテ他ノ傭主ニ就キ、或ハ他ノ傭主ヲ求ムルノ弊

このやうな労働移動の弊害が指摘されたのは、當時東京府下に於ける重立つた工業に就いての調査の結果であつて、其處ではいふまでもなく、尙ほ吾が國在來の手工業が多く調査の對象とされてゐた。そしてこのやうな事實は、各地に於いて多少の相違あるものと見做さるべきであつたらうが、偶々右の答申案の審議に際して、既に「職工争奪」が山梨縣の製糸場に當時多く行はれてゐたことが、指摘されてゐるのは正に注目すべき事實である（註七）。かくて吾が國に於ける労働者に關する法律制定の意圖は、先づ職工徒弟の逃亡と争奪の取締といふ労働移動の問題を主眼として、始められたものであるといつてよい。

その後、これに引き續いて、政府當局者は法制定の意圖を以つて、各地に於ける事情を調査し、また法制定の可否を民間に諮問しつゝ、遂に「明治二十年六月ニ至リ、職工條例及職工徒弟條例案ヲ一ト先ツ脱稿」した。そしてこれ等二つの條例案は遂に發表せられるに至らなかつたが、その内に於いて、問題は次ぎの如く取り擧げられてゐた。即ち、

徒弟又ハ徒弟ノ父母、後見人ヲ勸誘シテ退業セシメタル者、及他ノ徒弟タルコトヲ知テ之ヲ使用シタル者ハ徒弟ト連帶ニテ損害賠償ノ義務アルコト

傭主又ハ職工ノ一方ヨリ他方ニ對シ解約ヲ求メ得ル事由ノ規定

解約ニ當リ職工ノ結約並解約ノ年月日使役ノ職業ヲ記載シタル證明書ヲ與フルコト

不法ノ退職及他人ノ雇傭中ノ職工ノ誘拐ニ對スル賠償ノ規定

徒弟解約後二年間ハ前工藝者ノ承諾ヲ得シテ同職業ニ従事シ得サルコト、又他人情ヲ知テ其ノ徒弟ヲ傭入ル、コトヲ得サルコト

右の二條例案の起草廢棄の後、大體明治二十年代には、政府の努力は實情の調査と、改案と諮問に費され、明治三十年に至つて職工法案が作られ、これが第十一回帝國議會に提出されようとしたが、議會解散のため遂に廢案となつた。しかし、其ノ規定事項ヲ見ルニ當時諸工業勃興シタル爲メ、職工徒弟争奪ノ弊甚シク官民共ニ之カ矯正ノ緊切ナルコトヲ認メタルモノ、如ク、云々」といはれてゐるのを見ても、この職工法案に於いても亦、職工の争奪が一つの大きな問題を提供してゐたことは明かである(註八)。尙ほこの職工法案は翌三十一年十月第二回農商工高等會議に諮問したる工場法案の前身であつて、その職工、徒弟の保護取締に關する規定は略々同一であつた。其處で

この工場法案に就いて、職工の移動に關して特に注目すべき規定を抽出すれば、次ぎの如くであつた。

第十九條 職工ノ取縮上必要ノ場合ニ於テハ命令ヲ以テ工業及職工ノ種類ヲ定メ其ノ職工證ヲ所持セシムルコトヲ得

前項ノ職工ニシテ職工證ヲ所持セサルモノハ該工業ニ於テ工業主之ヲ雇入ル、コトヲ得ス

第二十條 農商務大臣ハ同業組合ノ申請ニ基キ必要ト認ムルトキハ該組合員ノ使役スル職工ニ職工證ヲ所持セシムルコトヲ得

前項ノ職工ニシテ職工證ヲ所持セサル者ハ該組合員之ヲ雇入ル、コトヲ得ス

第二十一條 職工證ハ原籍地又ハ住所地ノ市町村之ヲ交付スヘシ但前條ノ場合ニ於テハ同業組合之ヲ交附スヘシ

第二十二條 職工證ハ工業主之ヲ保管シ解雇ノ際之ヲ職工ニ還附スヘシ

第二十三條 他ノ工業主ト雇傭又ハ修業契約期間内ノ職工又ハ徒弟タルヲ知り、其工業主ノ承諾ナクシテ之ヲ使役シタル工業主又ハ其ノ媒介ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス

職工、徒弟又ハ其ノ親族、法定代理人、保證人ヲ誘導シ其ノ工業主ニ對シ虚偽ノ所爲ヲ以テ契約ヲ解除セシメ其ノ職工又ハ徒弟ヲ使役シタル工業主又ハ其ノ媒介ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ハ五十名以下ノ職工、徒弟ヲ使役スル工場ニモ之ヲ適用ス

第三十四條 虚偽ノ職工證又ハ虚偽ノ所爲ヲ以テ得タル職工證ヲ行使シ又ハ行使セシメタル者ハ二拾圓以下ノ罰金ニ處ス

このやうな規定を含む工場法案の諮問に際して、これに添附された「工場法制定ノ理由」の中に、また次ぎの如く述べられてゐた。即ち、「此等工場ニ於ケル工業主職工間ノ關係ヲ見ルニ、親睦協和恰モ家族師弟タルカ如キ情誼漸ク去リ、階級的差等間隙稍々其ノ跡ヲ現サントセリ。是レ實ニ工場工業ニ伴フ所ノ必然ノ結果ニシテ、之ヲ各國ノ歴史ニ徴スルニ皆然ラサルハナシ。今ヤ情誼ノ關係既ニ衰退シテ之ニ代ハルヘキ法律上ノ關係確立セサルヲ以テ、

労働移動問題に對する明治末期に於ける吾が國政府の關心に就いて

雇者被雇者ノ規律頗ル紊亂シ、雇者ハ被雇者ノ轉々移動スルニ苦ミ、被雇者ハ亦往々ニシテ雇者ノ壓抑ニ屈從スルノ悲境ニ沈淪スル者アリ、誘拐争奪ノ弊既ニ起リ、教唆強要ノ風漸ク行ハレントス。此時ニ當リ之ヲ一般ノ趨勢ニ鑑ミ、之ヲ本邦ノ實情ニ照シ、大體ノ法規ヲ設ケテ二者ノ關係ヲ律シ、一面以テ工業者ノ爲ニ其ノ事業經營ノ確實整正ヲ圖リ、一面以テ勞力ノ強健風儀ノ保持ヲ企ツルモノ、是レ我工業ヲシテ健全ナル發達ヲ遂ケシムルニ最モ必要ノ事業トス、是レ本法ノ制定ヲ要スル所以ナリ。

しかしこれに對して、農商工高等會議は數回審議を重ねたる結果、法制定のためには、更らに労働者の状態に關する詳細なる調査を爲すの必要を説き、また「職工争奪ノ弊ノ如キハ労働需要ノ急激ナル増加ニ歸因セルモノナレハ、法律ヲ以テ之ヲ防制スルノ要ナシ」とした。しかも審議の後提出された修正案に於いては、右の工場法案に於ける職工證に關する規定は全部抹殺されたけれども、尙ほ右第三十三條の罰則規定が、稍々簡略にされて修正案の第十八條に生かされ、尙ほこれに依つて職工、徒弟の争奪の禁止が意圖されてゐた。そしてまた明治三十二年八月には、「關西府縣勸業會ノ決議ニ依リ、京都大阪兵庫等ノ二府十五縣知事總代ヨリ、近來工業ノ發達ト共ニ職工争奪ノ弊風ヲ生シ、工業主ヲシテ意外ノ損害ヲ被ラシメ、工業ノ發達ヲ阻碍スルモノ尠カラズ、到底府縣令ヲ以テ其ノ効ヲ奏シ得サルニ依リ、工業條例ヲ設ケラレタラント建議セリ。」かくて政府は明治三十二年には、農商工高等會議の修正案を議會に提出する筈であつたが、時偶々内閣の交迭があつて、その目的を達することが出来なかつた。そして翌三十三年以後には、右の農商工高等會議の意向に従ひ、詳細な「職工事情」の調査に、姑らくその努力を傾注するに至つたのである。

以上の如く、労働者の取締保護に關する法律制定に就いての吾が政府の努力を歴史的に眺めると、それは當初に於いては職工、徒弟の逃亡と争奪を防止することを以つてその最も大きな目的として出發した。しかしその後、これに一方では工場取締が、そして他方では職工の保護が漸次附加せられつゝ、遂に明治三十一年の工場法案に至つた。いひ換へれば、この工場法案は謂はゞ工場取締法であり、労働者保護法であり、且つまた同時に労働移動防止に關する労働者取締法であつたと見られるのであるが、この第三の點こそ當初以來一貫して變らなかつたところである。そしてこの常に重きを置かれて來た問題が、「職工事情」に關する調査の内では、單に労働者の逃亡と争奪といふ點だけに限られることなく、廣く一般に労働移動の問題として取り擧げられ、且つそれが生産的な觀點から眺められるに至つてゐる。しかもこの「職工事情」の調査以後の法案に於いては、先きに見たやうにして、再び移動防止の直接的な規定は出現しなかつた。従つて立法上の處置は、此處でこの問題に就いて、大きな變化を蒙つてゐると見なければならぬ。然らばそれは何故であつたであらうか。

當初以來明治三十一年の工場法に至るまでの間に、常に最も重要な問題として取り擧げられて來た労働者の逃亡並に争奪の防止に關しては、色々と立法上の方策の變化があり、最後には今日の勞務手帳制度に比すべきものとしての職工證の制度さへ考へられてゐたのであるが、概していへば、これまでに考慮された方策は、移動の原因を経営内に求めて、此處からこれを防止しようとする配慮に少しく缺けるところがあり、主として移動を困難ならしめようとする外部的抑制方策が採用せられようとして來た。それは宛かも「從業者雇入制限令(昭和十四年)以來今日の「勞務調整令」に至るまでの——勞務手帳制度をも含めて——労働移動防止方策にも些か類してゐる。然らばそのやうな外面的な移動防止方策が執られようとした理由は何處にあるか、またそれが結局實現されなかつたのは何故であつたであらうか。私はこれに對して次ぎのやうにその理由を指摘し得るのではないかと考へる。

既に述べたやうに、明治中期以後の吾が國の工業は比較的順調な發展を經過してゐる。明治初年以來の吾が政府の殖産興業政策は、明治二十年前後から漸く確實な實を結び始めた。これが工業労働力の需要を増大せしめて行つたことはいふまでもない。しかしこの労働力の需要は、單に不熟練工、未経験工としての新しい工業労働者に依つては、直ちに充分のものとしては充され得ないのであつて、このやうな場合には、何時でも全體的に見て、経験工、熟練工の再配分が行はねばならないし、また歴史的には何時でも行はれて來た。先づの歐洲大戦時の好況期に於ける吾が國産業界の場合にもさうであつたし、また最近では支那事變開始以後の事情も亦明かにこれを示してゐる。経験工や熟練工の養成には相當の年月を要するものである以上、豫め増大し行く需要を質的に充分充たし得るだけの労働者養成の施設が存しない限り、全體としての工業の發展のためには、現存の適性労働力が、既存の經營の労働者の熟練度構成を多少犠牲に供することがあつても、その再配分の過程に置かれねばならない。従つてこの意味の労働移動は、全體的立場に於いては、生産的にこれを防止すべき理由はない。明治後半期に於ける吾が國の労働移動には、一部分確かにこのやうな、却つて生産的な意義の存したことは、到底否定され得ないところであると考えられる。そしてこれが當時外面的な移動防止方策を遂に實現せしめるに至らなかつた基本的な理由であるといつてよい(註九)。

しかしまたこれに附加して考慮されねばならないのは、當時著しい發展を遂げた吾が國の主要工業は、紡績業を中心とする吾が纖維工業であり、其處での労働者の大部分は女工であつて、しかもこの女工の労働は彼女達を経験工たらしめるのに左程の歳月を必要とするものではなかつたし、女工労働力に對する需要は農村を背景にして比較的容易に充たされ得た。従つてこの場合には、未だ客觀的、全體的には、此處での移動を外面的に防止するだけの

充分の根據は、事實存しなかつたものであるといつてよい。

凡そこれ等の理由に従つて、私は明治三十一年の工場法案に至るまでの——更らに第二回農商工高等會議の修正案をも含めて——移動防止方策が、既に充分その根據を持ち得なかつたと考へる。——むろんこれまでの法案は既に述べたやうに、色々な事情のために、法制定の實現を見る段階にまでは、遂に至らなかつたのではあるが——然らば、何故にこれが問題として取り擧げられたのであるか。

先づ考へられることは、當時の労働移動が右に述べたやうな第一の基本的な理由を一部分に持つてはゐたが、それが時に逃亡と職工争奪といふ一見して不穩當な形態をとつて現はれてゐたからである。しかもこのやうな現象形態が発生せざるを得なかつたのは、一方では年傭雇契約といふ舊い形が残されて來てゐたこと、またこれに附隨して前借金の問題が存したこと、他方では労働者の無教育とまた一般社會のこれに關する無關心さが存したからであり、そして年傭雇契約と前借金と多少の職工募集費とが、個々の雇主にとつては、職工の逃亡や争奪を自己の損失として感ぜしめた。かくてこれ等の事情が、雇主をして問題を提起せしめざるを得なかつたのであり、またこのやうにして問題が提起された限り、それは經營内部に於ける移動原因にまで遡ることを欲しなかつたのであるともいへる。

然らば更らに、「職工事情」の調査以後に於ける労働移動問題に對する政府の態度の變化は、如何やうに理解されるであらうか。先づ私は此處でも、生産的には、右に指摘したやうな外面的な移動防止を必要とする全體的、客觀的理由の存しなかつたことを、指摘しなければならぬ。しかし労働移動の問題は、「職工事情」の調査に於いて指摘されたやうに、生産的には尙ほ労働者の勤続年數別構成の問題として、別に取り擧げられる理由を充分に持つて

ある。そして吾が國の場合に、早くもこの點に著眼されたことは確かに注目すべきことであつた。しかも問題が動
 續年數別構成に移されると、もはや労働者の逃亡と争奪といふ移動形態だけが問題であるのではなくして、遙かに
 重要な一つの問題は災害や疾病に依る労働者の生産過程からの脱落にもあり、一般的にいって、一切の労働移動が
 此處で問題とされねばならない。かくて「職工事情」の調査以後に於いては、もはや單に移動の問題は逃亡と争奪に
 限られなくなり、それだけに、これ等の粗野な移動形態が全般の移動問題中に埋没されて、従前程には明確に取り
 出され得なくなつたともいへる。またこれと同時に、注意されてゐることは、「職工事情」の調査の結果、労働移動の
 問題が多少ともその發生原因にまで遡つて考へられようとするに至つたことである。——そしてこのための考察が
 充分であり、妥當であつたかどうかは姑らく問はないとして——例へば、労働者の保健衛生問題に對する科學的研
 究や調査が行はれ、また問題が労働者に對する教育、彼等の貯蓄心や一般に自重心の喚起、苛酷な工場労働と雇主
 の態度、更らに職工募集人の虚偽的言動等々にまで及ぼされて行つた。謂はゞ未だ不充分ではあるが、問題の理解
 は労働の主體的要因とその客體的要因に就いて取り擧げられ、今日の言葉を以つてすれば、此處に労働移動の問題
 は、その發生の原因に關する限り、労働科學的に理解され、且つ處置されようとした。

かくて一見「職工事情」調査以後、吾が政府當局者の労働移動問題に對する關心は、それ以前のものに較べて、
 或は著しく後退したかの感を懐かせるかも知れない。しかしそれは皮相な見解を執るものに對してのみさうであつ
 て、事實は反對に、より正しい方向に向けられたといつて可い。即ち、第一には、當時の吾が國の全體經濟の在り
 方に従ひ、第二には、労働科學的な理解に従つて、問題が處置されようとしたことが、それである。そしてこれは
 當時の吾が國の經濟發展の過程に即應した正しい生産政策的な意欲の現はれであつたといはねばならない。この意

味に於いて、先づ労働移動の問題だけからいへば、「職工事情」の調査は吾が國に於ける労働者政策に對して、初め
 て正しい方向を示したものであると見られてゐる。

(註一) 後にも述べるやうに、工場法案の起草に際しては、これ以前に於いても、政府は色々な方法を以つて、各地に於け
 る工業の發展と労働者の状態に關する調査資料を蒐集して來たのであるが、その孰れもが未だ「職工事情」の調査に比すべ
 くもなかつたのは事實のやうであり、この意味に於いても、この「職工事情」の調査は歴史的には正に注目すべきものであ
 る。

(註二) 工場調査要領 第二版 五五 五六頁

(註三) 當時、労働者問題を取り擧げた政府の態度が、本質的には生産政策的なものであつたと理解されねばならないので
 あつて、またこのことは比較的容易に當時の政府の諸刊行物の内に指摘し得るし、私自身は既に別の機會にこれを指摘
 したこともあるので(拙著 労働者政策 慶應義塾大學講座經濟學 參考)、この種の引用は此處に再び繰返すことを止め、
 これに代つて、尙ほ参考のために、當時二人の異なる地位にあつた人の見解を引用してみよう、その一人は岡實氏であ
 つて、周知のやうに、氏は明治四十四年の工場法の制定に際して、政府部内にあつて最大の努力を拂はれた一人であり、
 他の一人は佐久間貞一氏の創設にかゝる印刷工場秀英會にあつて、佐久間氏の遺訓を守つて工場法の成立にまた多少の努
 力を拂はれた豊原又男氏である。この兩氏の、制定された工場法に對する見解は、即ち、當時の政府の労働者問題に對す
 る意欲を最もよく表明してゐると考へられるし、またこれを單に僅かに一、二人の見解であつたと見るべきではなく、私
 はこれを以つて、工場法の制定が歴史的に持ち、また持たんと意圖せられた、當時の労働者問題に對する意義を、明示す
 るものであると考へたい。

先づ岡氏の言葉から引用すれば、それは次ぎの如くである。即ち、「吾人ハ工場労働者保護ノ爲、初メテ我國ニ制定セラ

労働移動問題に對する明治末期に於ける吾が國政府の關心に就いて

五八 (九四二)

レタル此ノ法律(工場法)ノ完全ナル發育ヲ遂ケ、帝國工業の發達ヲ永遠ニ確保スルノ大目的ヲ達成スルニ至ランコトヲ囑望スルモノナリ」と、更に豊原氏に従へば、工場法制定の目的は、其發達の初期に於いては、經濟上以外の理由即ち衛生上教育上から、労働者の酷使虐待を防止するを目的としたものであるが、今日に於ては全ハ經濟上の論據に依て、國民中最も多數を占むる労働者の、労働効程を増進せしめて、一國の産業發達に資するを以て目的とし、單に當業者或は労働者の利害のみを目的とするものでない。斯の如く工場法の目的とする所が、制定當時の衛生教育上以外の理由即ち經濟上の論據に依て、其成績が顯著なるものあるは、現今世界列國中産業の最も發達し、競争場裡に於て最も有力なる邦國が、工場法又は労働者保護法の最も完備せることより考ふるも、其効果如何は想像に餘りあるのであると。

岡實著 工場法論 初版(大正二年) 一〇一頁
豊原又男著 工場法要義 (明治四十五年) 三、四頁

(註四) 労働者の募集取締に關しては、既に相當以前から各府縣に於いて、府縣令が發せられてゐた。即ち、明治二十七年の大阪府令として出された「職工募集取締規則」をその最初のものとして、その後續々、工場所在地の府縣並に職工供出地の府縣に於いて、同様の努力が現はれてゐた。(綿絲紡績職事情 七二頁以後 參考)これに對して、「労働者募集取締令」はこれを統一したものであつて、事實上別に新しい意義を持つものではない。

(註五) 岡實著 工場法論(初版) 二頁 以下、工場法の沿革に關する敘述は、本書第一編第一章に據る。

(註六) 明治文化全集 第二十二卷 (雜史篇) 五五九―五六二頁

(註七) 同書 三五頁 參考

(註八) 尙ほこれより先きに、「農商務省は其官吏巡視の結果として、我工場及職工に關する通弊一斑なる一書を公にけり。而して其通弊として指示せる者實に三十一項目に互り、その内に左記のやうな三項目が擧げられてゐた。

職工契約期限内に逃走し、又は直接間接に誘引せらるゝことを取締る法なきこと

職工周旋業者に弊害多きこと

火夫運轉手の雇入解雇に取締なきこと

明治文化全集 第二十一卷 社會篇 五〇五―五〇六頁

(註九) このやうな意味に於ける労働移動の一形態として、手工業に於ける職人の新興工場工業への移動が推測せられる。そしてそれは例へば、本論第二節中に引用して置いた「職事情」の調査中「鐵事情」の調査に於いても、一部分は示されてゐると考へられる。蓋しいふまでもなく、吾が國に於ける工場工業の發展は在來の手工業と並立し、若しくはそれに置き代つて行はれ、且つ工場工業に於ける適性労働力の養成が、未だ充分でないにも拘らず、西歐の生産技術が續々移入せられ、これに對しては、手工業的熟練労働力を以つて間に合はされなければならなかつた、と考へられるからである。しかしこれに關する事情を詳しく説くことは、また別の機會に譲るとして、此處では讀者の興味のために、右の點を一言して置くに止める。

四

明治三十三年から三十四年間に互つて行はれた吾が政府の「職事情」調査に於ける労働移動の問題は、以上數節に亘つて論じたやうな意義を持つものとして、理解されて行かねばならない。そして吾々は生産的な觀點から見て、この調査に對して多大の興味を感ずるのであるが、不幸にしてその後、これに匹敵するだけの調査が再び行はれることがなかつた。右調査のために設けられた臨時工場調査職員は、調査が一應完了した明治三十六年九月に至つて廢止せられて了つた。しかしむしろこれが廢止された後に於いても、工場法の成立に至るまでの間に、政府當局者の間には絶へず工場及び職工の状態に關する注意が、向けられてゐたといふことであるが、右にいふやうに、

労働移動問題に對する明治末期に於ける吾が國政府の關心に就いて

五九 (九四三)

同様に再び注目すべき調査は現はれてはゐない。本論の最初にも述べて置いたやうに、唯だ鑛夫の調査に就いて、見るべきものが残され、その内に於いて鑛夫の労働移動の問題が稍々形を整へて現はれてゐるに過ぎない。そして此處でも亦、鑛夫の移動の問題が彼等の勤続年數の問題と並んで取り擧げられて居り、更らにこれ等の問題が、鑛山に於ける諸經營労働者政策の調査の内で取り擧げられてゐるところは、「職工事情」調査の意圖に沿ふものゝやうに思はれる(註)。かくして明治四十四年の工場法の成立に至るのであつて、改元と共に此處で一と先づ時期を劃すことが便宜である。

そしてその後、労働移動の問題に對する政府の關心は、先きの歐洲大戰時の好況期に現はれ、またこの後大正九年以後の産業界の沈滞の時期に現はれ、更らに支那事變開始後間もなく出現して、今日に至つてゐるといつていゝ。しかもこれ等の時代は各々違つた特質を示すものであつて、この時代的な相違はまた問題に對する政府の關心に違つた特徴を與へてゐるやうにも思はれるのであるが、これに就いては、何れ稿を更めて、別に論ずることゝしたい。

(註) 本論中、私は鑛夫の労働移動の問題の理解に就いては、全く述べるところがなかつたが、この點に就いては、別件當時の鑛夫移動事情の問題とする際に、觸れてみたいと思つてゐる。

古版經濟書解題

一千八百三十三年版ジョージ・ポーレット・スクロップ著
『經濟學の諸原理』

高橋誠一郎

吾人は昭和十二年版『經濟學史』上卷に於いて、英國利子學說史上に於けるナッソー・ウィリアム・シィニイオアの先蹤として、忘れられたる經濟學者ジョージ・ポーレット・スクロップ(George Julius Poulett Scrope)の名を擧げたのであるが、而も當時は單に彼れの「社會福利の自然法から推論せられ而して英國の現狀に適用せられたる經濟學の諸原理」(Principles of Political Economy, deduced from the Natural Laws of Social Welfare, and applied to the Present State of Britain)中、其の第七章「資本」よりの引用文を掲げて、シィニイオアの所説との異同を觀んとしたに過ぎなかつた。(同書五二二―五二三頁)。吾人は今茲に本書の全般に互つて解題を施さんとする。

スクロップは一千七百九十七年三月十日倫敦に生れた。彼れの父ジョン・ポーレット・タムサン(John Poulett Thomson)は露西亞貿易に従事せる商人であつた。彼れの弟に若くして逝けるチャールズ・ポーレット・タムサン(Charles Poulett Thomson)即ち後のシィニイオア(Lord Sydenham)があつた。スクロップは初めハロー校を経て、